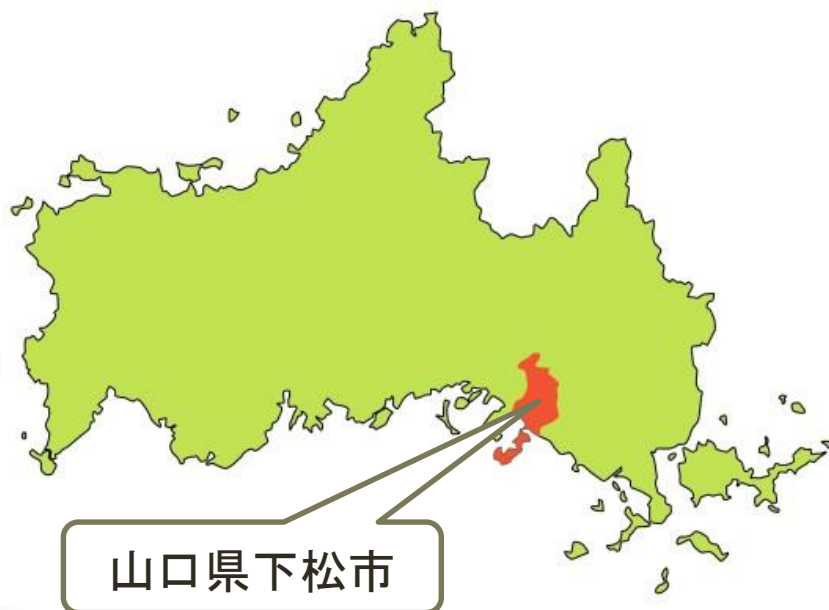


くだまつ 下松市公共下水道事業の 法適化とその後

平成30年11月16日

山口県下松市企画財政課 今田裕之

下松市について



項 目	数 値
面積	89.35km ²
総人口	57,230人
世帯数	26,035世帯

H30. 9. 30現在（住基）

面積は県内13市中最も狭いが、市街地がまとまって形成され、コンパクトなまち。

県内で唯一、国勢調査人口が2回連続増加している。東洋経済新報社の都市データパックによる、住みよさランキングは総合30位。

日立製作所笠戸事業所ほか鉄道車両製造に関連する工場が多数存在している。



H29. 3. 5英国高速鉄道車両陸送イベントの様子

下松市下水道事業の概要

項 目	数 値
行政区域内人口	57,199人
全体計画面積	1,466ha
事業計画面積	1,365ha
処理区域面積	1,146ha
区域内人口	49,869人
水洗化人口	48,373人
有収水量	5,377千m ³
人口普及率	87.2%
水洗化率	97.0%

H30. 3. 31現在

（詳細は別紙①下松市公共下水道平面図（污水）、②公共下水道整備状況を参照）

下松市の下水道事業は昭和28年3月に事業開始し、現在は市街化区域を対象とした公共下水道事業のみで、昭和53年4月に終末処理場での污水处理を開始した。

排除方式は分流式（一部合流式）、処理方式は標準活性汚泥法。市域がコンパクトであることから、終末処理場、汚水中継ポンプ場ともに1箇所ですべての処理を可能にしている。



下松市浄化センター（終末処理場）エアレーションタンク～最終沈澱池

法適用前後の経営状況

項目 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
使用料(千円)※	629,149	533,913	608,014	630,038	637,456	642,215
維持管理費(千円)※	296,208	277,776	295,958	308,602	324,709	334,706
資本費(千円)※	332,941	256,200	281,099	287,903	281,598	356,991
回収率(%)	100.0	99.99	105.36	105.62	105.14	92.85
使用料単価(円/m ³)	125.08	103.83	119.06	119.69	119.62	119.44
処理原価(円/m ³)	125.08	103.85	112.99	113.32	113.78	128.64
有収水量(千m ³)	5,030	5,142	5,107	5,264	5,329	5,377
法適用状況	法非適用←		→法適用			
資本費	汚水元金・利子		汚水減価償却費・資産減耗費・利子			

※法適用後は税抜き

法適用以前も経営状況は安定しており、法適用以後もこれまでは順調に推移していると言える。法適用後5年目を迎え、平成25年度に策定した中期経営計画（別紙③）の見直し時期のため、今年度経営戦略として新たに策定する予定。

法適用の目的及び概要

公共下水道事業は「建設の時代」から「維持管理の時代」に移行しつつあり、経営状況を正確に把握し、永続的で健全な事業運営を行うため法適化した。

法適用の概要

項 目	内 容
適用範囲	全部適用
移行期間	平成23年度～平成25年度
移行経費	資産整理・評価、資産台帳作成、条例改正支援業務 7,529千円 企業会計システム導入費（水道事業と合わせて） 5,600千円（うち下水分1,725千円）
資産整理手法	標準整理手法（管路は工事単位、処理場等施設は機器単位）
従事職員数	3人（専任はなし）

法適用の目的及び概要

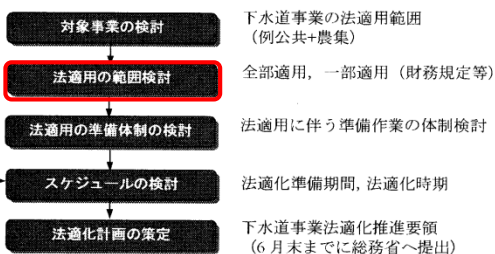
移行スケジュール

年 度	H23	H24	H25	H26. 4. 1～
会計方式	官庁会計			企業会計
準 備	情報収集 庁内関係他部局との協議調整・上下水組織統合検討 移行基本計画策定 計画書提出		職員教育研修	
資産整理	固定資産調査・評価→台帳		企業会計システム導入・テスト	システム稼働
会 計 システム		予算化準備	運用	
移行事務		規定の整理	議会 金融機関 新予算編成 打切決算 国等調整、報告 事務の引継	

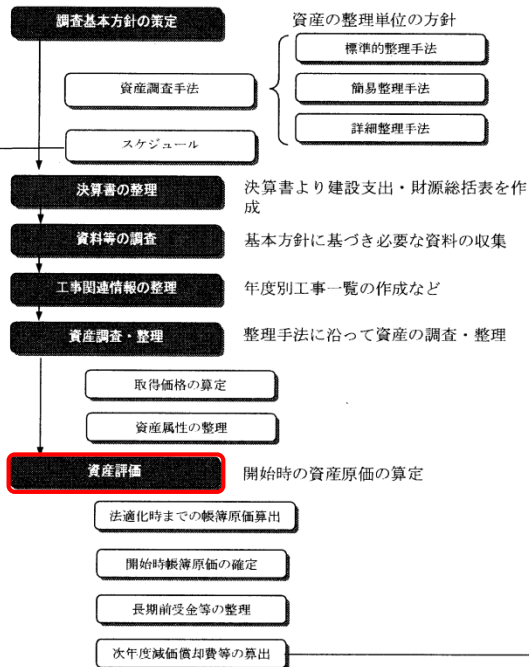
法適用の目的及び概要

作業フロー

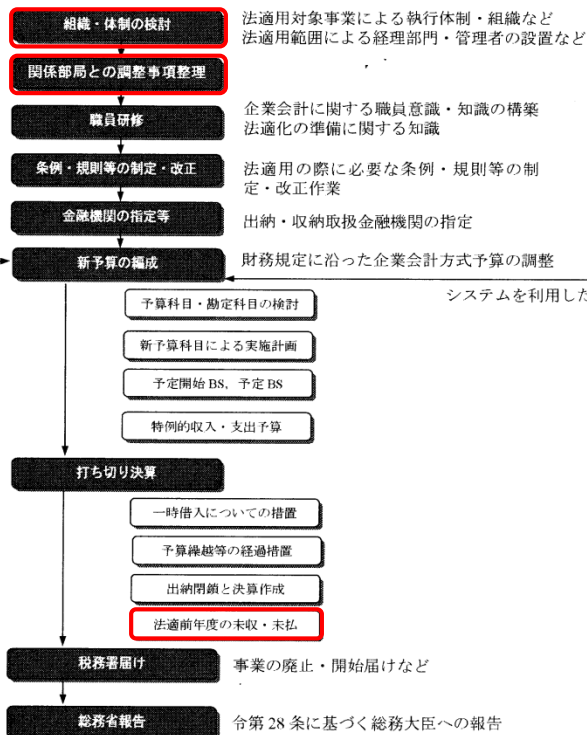
①法適化基本方針の検討



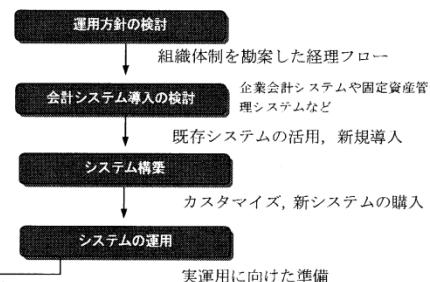
②固定資産調査・評価



③法適化に伴う事務手続き



④システム構築



注) BS：貸借対照表
令：地方公営企業法施行令

苦勞した点、工夫した点

下水道事業における企業会計導入の手引きに従い、事務を進めていったが、ほぼ予定していたスケジュールどおりスムーズに移行できた。固定資産調査・評価、台帳作成、条例改正支援の外部委託によるところが大きい。その中で苦勞した点、工夫した点としては以下の4つ。

苦勞した点：水道局との組織統合に関する調整
固定資産台帳のチェック及び修正

工夫した点：打切決算時の財源収入前倒し
他会計との負担金等に関するルールの明文化

苦勞した点、工夫した点

水道局との組織統合に関する調整

組織統合検討委員会を平成23年8月～平成25年11月にかけて6回（副市長以下）開催。別途幹事会（関係課長）を随時開き、多岐にわたる事項について検討を行い、幹事会でまとめた案を委員会に諮り、方針等を決定していった。

主な検討事項

- ・ 基本方針、スケジュール
- ・ 組織体制
- ・ 人事・給与厚生
- ・ 庁舎等
- ・ 一般会計との負担区分
- ・ 市長部局との入札事務一元化
- ・ 共通経費等の負担区分

苦勞した点、工夫した点

固定資産台帳のチェック及び修正

資産調査・評価、固定資産台帳の作成については業者に委託したため、職員の負担はかなり軽減されたが、成果物のチェック及び修正には時間を要した。工事台帳や設計図書、決算書等から市が整備した施設の資産調査・評価作業を行うまでは何の問題もなかったが、台帳化したデータに単純な計算式の漏れがあることに、かなり後になって気付いたため、法適用後の補正予算提案時に、特例的未収金・未払金予算の補正に合わせて開始貸借対照表の各資産の額も修正した。

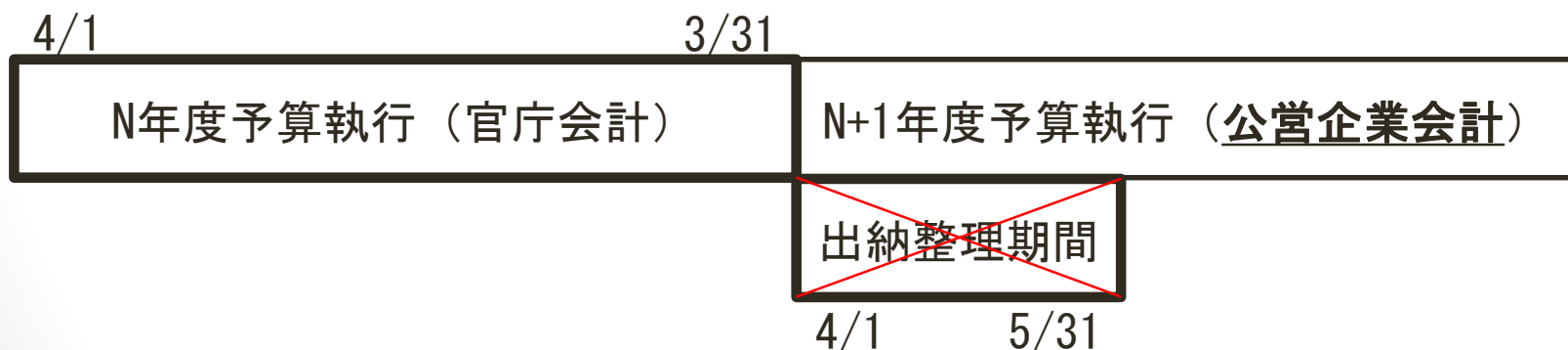
資産調査・評価は法適用の根幹となる部分であるため、業者任せにせず、データの中身については中間報告等のチェックポイントを設けて、少しずつチェックを行っておくべきだった。

苦勞した点、工夫した点

打ち切り決算時の財源収納前倒し

打ち切り決算とは…

官庁会計最終年度の収入・支出は文字通り3月で打ち切り、4月から公営企業会計に移行する。それまで出納整理期間に収入・支出していたものは、翌年度特例的未収金・未払金として整理する。



苦勞した点、工夫した点

打ち切り決算時の財源収納前倒し

年度末の収支見込、未払金の見込を早めに

なるべくスムーズな移行となるよう、工事等を早期に発注、完了させ、繰越とならないように努めた。そのうえで年度末の収支見込、未払金の金額、支払時期の見込を早めに把握し、一般会計繰入金の必要額を算出した。この額が一般会計の予算範囲内であれば良いが、足りなければ補正も必要となる。

財源の収納前倒し

法適化前は5月に企業債の借入をしていたが、打ち切り決算時は3月中に借入。同様に一般会計繰入金も3月中に収納。3月末時点で黒字とするとともに、4月以降の未払金の支払いに備えた。

苦勞した点、工夫した点

他会計との負担金等に関するルールの明文化

一般会計との取り決め

雨水処理負担金をはじめとした繰出基準に基づくものや、基準外繰入金、市長から管理者への事務の委任による受託事業収益、法適用前に係る退職給付引当金等の負担のルールについて、改めて覚書（別紙④）を作成・締結した。

繰入についての考え方が法適用によって変わるわけではないが、全部適用に伴い市長部局から離れることになるため、覚書を締結し、将来にわたり繰入金が確実に担保されるよう努めた。

公営企業会計間の共通経費の負担について

組織統合後の公営企業会計間の共通経費（庁舎費、事務費等）の負担についても、同様に覚書に明記した。

法適用後について

特例的未収金・未払金

法適用後初年度特有となる「特例的未収金・未払金」の処理については、馴染みのない名前も相まってイメージがしにくかった。しかし、法適用後すぐに経理処理を行う機会はおとずれるため、処理のイメージを明確に持ち、迷うことなく処理できればそれに越したことはない。

法適用後実感できたメリット

消費税の申告については、毎年特定収入の用途の特定に頭を悩ませてきたが、法適用により出資金や減価償却費という概念が新たに導入されたことで、これまでに比べて格段に簡単になった。

全部適用により、水道局と組織統合した結果、これまでは別組織だったため、管きょ整備時に支障となる水道管の移設補償についてかなりシビアに求められてきたが、同じ組織となり単に会計間の負担のやり取りと捉えられるようになり、よほど大きな事業でなければ補償の対象とはならなくなった。

特例的未収金・未払金

特例的未収金・未払金とは…

法適用前年度に発生した債権・債務のうち、3月31日までに収入・支出が未済となったもの。

例) 24, 202, 500円のA工事（工期3/31、前払金額9, 600, 000円）の竣工検査を3/31に行い合格、同日付で残額14, 602, 500円の請求を受けた。

・官庁会計

①契約日付で支出負担行為票起票→②前払金支出→③翌年度4月中（出納整理期間）に残額の支出命令票起票し支払い。

・法適用前年度（N年度）から法適用初年度（N+1年度）にかけて

①②まで官庁会計と同じ→③N年度の支出負担行為減額変更（24, 202, 500円→9, 600, 000円）→④N+1年度予算執行伺兼支払伝票起票（14, 602, 500円）し支払い。（別紙⑤伝票参照）

特例的未収金・未払金

N年度決算額 9,600,000円

未払金 14,602,500円は開始貸借対照表の流動負債へ

N+1年度開始貸借対照表

A工事 24,202,500円 (23,050,000円)● 前払金 9,600,000円 (9,142,857円) 精算払 14,602,500円● (13,907,143円) () は税抜き (5%) の金額	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="994 458 1300 743" rowspan="2"> 資産 → 固定資産 流動資産 </td><td data-bbox="1300 458 1605 743"> 負債 固定負債 流動負債 → 未払金 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1300 743 1605 893"> 純資産 </td></tr> </table>	資産 → 固定資産 流動資産	負債 固定負債 流動負債 → 未払金	純資産
資産 → 固定資産 流動資産	負債 固定負債 流動負債 → 未払金			
	純資産			

固定資産 23,050,000※1 / 現金預金 9,600,000

仮払消費税 457,143 / 未払金 14,602,500※2

※1 N年度に取得したが未払金分は予算執行なし (=打ち切り決算)

※2 N+1年度に執行する予算額 (=特例的未払金)

資産の取得は発生主義、未払金の計上は現金主義となっているため
この仕訳の貸借は一致しない。

特例的未収金・未払金

前々頁の一連の取引について発生主義により仕訳を行うと

固定資産	23,050,000	／	現金預金	9,600,000
仮払消費税	1,152,500	／	未払金	14,602,500
24,202,500			24,202,500	

となり、貸借一致する。

発生主義においては、竣工検査に合格した時点で債務（未払金）が発生し、工事請負費の決算額に計上され、仮払消費税も計上されることになるが、打ち切り決算の場合は、資産だけは発生主義に基づき取得するが、それに対応する支払いをしていないため、工事請負費の決算額には計上されない。したがって打ち切り決算年度の消費税計算に、その未払金分の仮払消費税を含めることもできない。

本来、仕訳において貸借が一致しないことはありえない（＝誤った仕訳）ことであるが、打ち切り決算においては致し方ないことと考える。

特例的未収金・未払金

特例的未収金・未払金の補正

当初予算での未収金・未払金の額は見込であり、仮の金額となっているため、法適用前年度末の確定額に補正を行う必要がある。

本市では12月議会に補正予算を提案した。特例的未収金・未払金予算額を確定額に補正するとともに、当初予算の予定開始貸借対照表を、開始貸借対照表とし、未収金・未払金の額や、他の勘定科目についても3/31時点の確定額とするともに、予定貸借対照表についても、開始貸借対照表を起点とした、法適用年度末の姿となっている必要がある。（別紙⑥当初予算書、別紙⑦補正予算書を参照）

当初予算

4条の2予算

未収金	112,777千円
未払金	273,856千円



補正予算

4条の2予算

未収金	125,942千円
未払金	237,253千円

法適用後実感できたメリット

消費税申告の易化と節減効果

申告の流れ

①収入、支出の課否判定表の作成

収入を課税売上、非課税売上、不課税収入に、支出を課税仕入、課税仕入以外に分ける。

②不課税収入のうち特定収入の使途の特定

サービスの対価でない収入（＝不課税収入）のうち、企業債収入、出資金等を除いた特定収入の使途を課税仕入か、課税仕入以外に特定し、特定収入に係る課税仕入税額を計算する。

③控除対象仕入税額の計算

課税仕入に係る消費税額（＝調整前仕入控除税額）から②で計算した特定収入に係る課税仕入税額を差し引く。

④消費税額及び地方消費税額の計算

法適用後実感できたメリット

消費税申告の易化と節減効果

法適用によってどう変わったか

臨時財政特例債の元金償還のための繰入金や、建設改良費の赤字補てんのための繰入金は、他会計補助金として収入していたため、特定収入の用途の特定を行っていたが、出資金として収入することにより、特定収入の用途の特定が不要となる。

雨水処理負担金や分流式下水道等に要する経費等、その大半を企業債の元利償還金に充当し、元金償還に充当した額については借入を起こした各年度の課税仕入財源割合により、償還額を課税仕入と課税仕入以外に按分して用途の特定を行っていたが、減価償却費への充当により、そのすべてが不課税支出に特定されるため、事務作業は大幅に易化した。

節減効果は平成26年度だけで6,928千円となり、法適化経費9,254千円を2年で回収できる額となった。（節減効果の詳細については次2頁と別紙⑧参照）

法適用後実感できたメリット

消費税申告の易化と節減効果

一般会計補助金から出資金へ

一般会計補助金 27,000	建設改良費（課税仕入） 14,265
	元金償還金（課税仕入） 6,550
	元金償還金（課税仕入以外） 6,185

控除対象仕入税額
から差し引かれる
金額

$$\frac{20,815 \times 8}{108} = 1,541$$



出資金 27,000	特定収入以外の収入 27,000 （消費税法第60条第4項、消費税法 施行令第75条第1項第2号）
---------------	---

控除対象仕入税額
から差し引かれる
金額
なし

節減効果 1,541千円

法適用後実感できたメリット

消費税申告の易化と節減効果

元金償還金から減価償却費へ

一般会計負担金 262,000	委託料（課税仕入）	62,614
	元金償還金（課税仕入）	72,733
	元金償還金（課税仕入以外）	68,677
	利子（課税仕入以外）	54,370
	その他（課税仕入以外）	3,606

控除対象仕入税額
から差し引かれる
金額

$$\frac{135,347 \times 8}{108} = 10,025$$



一般会計負担金 262,000	委託料（課税仕入）	62,614
	減価償却費（課税仕入以外）	141,410
	利子（課税仕入以外）	54,370
	その他（課税仕入以外）	3,606

控除対象仕入税額
から差し引かれる
金額

$$\frac{62,614 \times 8}{108} = 4,638$$

節減効果 5,387千円 **合計 6,928千円**

法適用後実感できたメリット

消費税申告の易化と節減効果

他会計補助金を出資金とすることについて

繰入の実質は変わらないが、それが補助金から出資金になるだけで税の節減効果として表れるということについて、担当者としては少々不安に思うこともあったため、その根拠について知っておくことは、自信をもって事務処理にあたることにもつながる。

消費税法第60条第4項

～（略）～資産の譲渡等対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）～（略）～

消費税法施行令第75条第1項第2号

法第60条第4項に規定する政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

～（略）～

二 出資金

地方公営企業法第18条

地方公共団体は、～（中略）～一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

↑ 公営企業への出資に関する根拠はこれだけ。

まとめ

他部局との調整をしっかりと

法非適の公営企業に携わる者にとって法適用とは、「やるべきもの」と当然の常識のように捉えられている。法適用のためには他部局との調整を細やかに行うことが必要であるが、まずは法適用の意義や目的、具体的な中身について共通の認識として持ってもらうことが重要だと感じた。

手引きに沿えば大丈夫、業務委託の詳細チェックを

企業会計導入の手引きどおりに淡々と進めていけば良い。スムーズに進めるために、他部局との調整を。スケジュールは常に前倒しして進めておけば、後の行程にも余裕がでてくる。

固定資産調査・評価、台帳作成業務の成果物については、チェックポイントを設けて、数回に分けてチェックをした方が良い。

まとめ

経理担当者は複式簿記の知識習得をおすすめ

官庁会計からいきなり企業会計へと頭を切り替えることは難しい。簿記3級レベルの仕訳を自然に考えられるようになると、企業会計は難しいものではなくなる。法適用後の仕事を楽に進められるよう、自分を助けるために簿記の勉強をすることをおすすめする。3級ならば、一般的に3ヶ月～半年ぐらいで充分合格可能と言われる。

また、水道事業の職員は企業会計に精通しているため、その知識をうまく活用できればなお盤石となる。

ご清聴ありがとうございました。